

幕末期文人の書画鑑定と書画市場

——『書画展観略記』を中心に——

1. はじめに

幕末期、天保年間前後を中心として書画会や書画展観会が隆盛を極め、書画は売買を通して盛んに消費の対象とされるようになっていく。こうした需要と供給の関係の成立を背景として同時期には書画の流通する市場が拡大していくが、その市場において作品と顧客の間を結ぶ存在が書画商であった。

今回取り上げる『書画展観略記』は幕末期の書画商と見られる人物が制作した書画鑑定の記録で、そこには制作者が随所で目にした書画（及び書籍・法帖など）につ

いて、その特徴や価格・流通経緯といった情報が書き上げられている。本書は市場を行き交う作品を書画商が商品としての見地から記録・整理していったいわば書画鑑定記録とも言うべきものであるが、その記載内容は流通していく作品の商品価値の決定に当時誰がどのような形で携わっていたのかという興味深い内幕をもまた明らかにしている。

本稿では『書画展観略記』が伝える鑑定の現場に登場する文人たちに着目しつつ、彼らが鑑定という行為を通して書画市場に影響力を持ち得る存在でもあったことを指摘することで、当時の文人たちの社会的位相をその商業性の面から浮かび上がらせていきたい。

佐藤 温

2. 『書画展観略記』の内容と先行研究

本書は東北大学附属図書館狩野文庫蔵の写本で、半紙本（二四・六糎×一七・三糎）七巻七冊の体裁となつている。

内容は幕末期に江戸の書画商もしくは書画や書籍の流通に深い関わりを持つ人物によつて制作されたと推定される書画鑑定帖で、その筆写時期は主に天保年間から嘉永年間に渡つている。書名は各巻の外題『書画展観略記』（書き題簽）によるが、題簽・表紙ともに後の所蔵者によるものと見られること、また各巻の一丁表にあたる丁にはそれぞれ表1に示したように題が記されていることから、元来本書は現行の表紙を除いた状態で分冊として存在していたと考えられ、それに後の所蔵者が一括して現在の書名を与えたものと考えられる。なお、本書の制作者はこれまで幕末期の江戸の書画商安西雲煙と伝えられてきたが、その妥当性についての検証は次節に譲ることとする。

内容から確認できる各巻の主な成立時期は併せて表1に記した通りであるが、例えば巻一・二には後年の嘉永四年（一八五二）に書き入れられた追記（朱書）が確認

されることから、本書は随時記入内容の確認や訂正、増補などが為されていたと見られる。記載内容は、制作者が書画展観会の会場や知人の所蔵家宅、あるいは書画商・書肆のもとで寓目した書画・書籍・法帖・拓本の類について、その作品の特徴や価格などの情報の記録を中心としており、その他邂逅した人物や見聞した情報についての書き留め、また読書中の記事の抜粋の類にも及んでいる。全体的な特徴としては、書画は明・清を中心とした中国書画が大半を占めており、書籍・法帖類についても舶来品の割合が高いという点が目を引く。その記入は図2のように雑駁に為されており、本書は制作者にとつて日常的な備忘録の役割を担っていたものと見られる。

記入の実例を挙げると、まず書画については例えば図3のような作品の臨模に作品の伝存や作者に関わる情報などを付したものが見られる。この場合は金元昭の書幅についてその素材や表装について述べた後、本多昌元（薩摩藩医・書画収集家）のもとから鯖江侯こと鯖江七代藩主間部詮勝のもとへ移ったという所蔵者の変遷、また書風についての備忘を記している。

また、本書には書画以外に書籍・法帖・拓本に関する

情報も多数書き留められている。その例が図4の王義之による「大唐三藏聖教序」の碑文の拓本で、ここにはその内容の一部と寸法などが記されているが、「泉吉 価五十式匁五分 少モ引ナシ」という価格の記載から制作者は「泉吉」こと江戸の書肆和泉屋吉兵衛のもとで本作を見ていることがわかる。

図5は書籍について記した例で、『宝絵録』なる唐本について、「泉金ニテ価式歩ト云 書肆何モ同価 或尅分仁朱」と、江戸の書肆和泉屋金衛門の販売価格と当時の相場を挙げている。続けて「和泉吉ヨリ価十八匁購得、尤近来多ク舶来アルヲ以テナリ、」とあり、即ち近年は舶載の点数が増えたので値下がり傾向にあるという。そして、青厓兄こと画家で渡辺寧山門人の桜間青厓がかつて木村兼葭堂旧蔵本を一両一步で購入し、その後書家の市河米庵に同価格で譲ったという文人間の交遊にまつわる興味深い挿話も記されている。

このように、本書の記録内容は作品の形状や寸法、材質から始まり、落款の記載、作品の内容、作成された時代や作者の特定といった作品の外面的な特徴に留まらず、その流通価格や真贋の判定、あるいは伝存の経緯など書

画市場の存在を前提とした情報にも及んでいることから、制作者としては書画や書籍などが取引される現場に深く関与した書画商などが想定される。

なお、本書の先行研究としてはロバート・キャンベル氏の論文『香雪雜録』断章^①が挙げられる。本論文は会津藩士で市河米庵門人の書家、山内香雪が日々経眼した書籍・金石・書画類等の形状や寸法を随時記録した貼交帖『香雪雜録』を中心に、幕末期の文人達の交流とそこで賞翫された書画の動向を追っている。その中でキャンベル氏は『書画展観略記』に山内香雪所蔵の書幅数点が記録されていることや、香雪と交流のあつた書画所蔵家本多昌元（薩摩藩医）の旧蔵品十五点余について記載があることに触れながら、香雪周辺の書画収集家の交友関係や蔵品の移動の状況に言及している。

3. 制作者特定にあつての課題と安西雲煙

次に本書の制作者を特定するにあつての問題点について、これまで比定されてきた幕末期の江戸の書画商安西雲煙との関わりを中心に取り上げることとする。本書

を雲煙制作とする直接的な根拠は、従来巻一の表紙に記された「安西於菟原稿」の書き入れ(図1参照)に求められてきたと見られる。しかし、先述のように表紙・題簽が後年の追補によると見られることから、この書き入れは制作者が直接自身の名を明記したのではなく後の所蔵者(狩野亨吉氏か)の手によって記入されたものと考えられる。したがって、本書が伝存過程で雲煙作として特定されていたことは確かであるが、本書中にはこれ以外に制作者を直接雲煙と特定する情報が見出せないことから、ここでは制作者を雲煙とする従来の説の有効性を検証してみたい。

まず、安西雲煙の事跡について、その墓碑銘「安西雲煙生碑」(大槻磐溪撰文)を中心に紹介することとする。雲煙は文化四年(一八〇七)に生まれ⁽³⁾、名は於菟、諱は虎、字は武臣、通称席吉、雲煙道人などと号した。十二歳で江戸横山町の書物問屋玉巖堂こと清泉屋金衛門に入り店しており、その後別家の上で江戸葉研堀に書画商として開業している。屋号を和泉屋席吉と称し、書画販売のほか鑑定業でも知られ、江戸の諸文人たちの間に広く出入りしていた。また書画関連の著作も執筆しており、書

画の鑑賞・鑑定において心得るべき点や和漢の文人たちの逸話などを綴った『近世名家書画談』(初編〜三編)や『鑑禪画適』を刊行している。加えて、自身も長崎の画家鉄翁禅師に師事して山水画を学んだという。また後述するように、雲煙は弘化三年(一八四六)に書画鑑定における特権を侵害した廉で古筆本家第十代当主古筆了伴から寺社奉行に対して訴えを起こされている。嘉永五年(一八五二)、享年四十六歳で没。

当時江戸で鑑定家として活躍した雲煙の姿は同時期の文人名録からもうかがうことができる。古いものでは天保七年(一八三六)刊の『江戸現在／広益諸家人名録』初編に「書画鑑定」として「両国葉研堀 安西虎吉」の記載があり、その後嘉永三年(一八五〇)刊の(畑銀難編)『江戸文人／芸園一覽』にも「鑑」として「両国葉研堀 安西雲煙」の名が挙げられている⁽⁴⁾。このような書画商・鑑定家としての足跡を踏まえると、雲煙は本書のような書画鑑定帖の制作者として相応の人物として浮かび上がってくる。

しかしながら、本書中には雲煙を単独の制作者として指定した場合に整合性の取れない点が見られるのも事実

である。本書の記載には、記録された書画について作者名などの基本的な情報を記した上でその下や周囲に注記を書き込んだものが多く見られるが、その中には雲煙以外の人物によると考えるのが適当な次のような記録も見られる。

- ・ 張振岳（画幅）……、泉席宅二而一觀、（卷一）
- ・ （倪承寛・書幅） 元昌元（薩摩藩医本多昌元）
藏、昌元没後、山已購得候、泉虎工遣スト云、外
二二枚同泉虎工売リタル由、（卷二）

（句読点、傍線部は筆者による。以下同。）
ここに挙げられた「泉席」・「泉虎」は雲煙の屋号「和泉屋席吉（虎吉）」の略称と考えられるが、制作者本人が自身を屋号で第三者的に記すという点には不自然さが残ると言わざるを得ない。本書にはこのように「泉席（虎）」が登場する例は確認されただけで十六例見られ、それらは雲煙とは別の人物が雲煙の活動の様子を記したものと考えるのが自然であろう。

ただし、そのことと関連して指摘しておきたいのが、本書における記入者の同一性に関わる問題である。本書を通覧していくとその筆致は前後で必ずしも一貫してお

らず、複数種類の筆跡が認められることがある。例えば図6の場合は、書幅の模写の左右の筆跡が異なっているが、こうした筆跡の違いの出現に規則性や統一性は見られず、一冊の中でも数丁単位のまとまりで変化する場合もあるが、同一丁の中でも項目単位で異なる例も見られるが、その理由は記入者の違いに求めるのが自然であると考えられる。したがって、本書は複数の制作者による寄書きによつて成立した可能性が高いと見られる。

以上から、まずは従来のように雲煙を本書の単独制作者として措定することは内容から考えて難しいと言える。ただし、それは本書への雲煙の関与を否定するものではなく、本書が複数名の手を経て成立したとすれば、その内の一人が雲煙であったという可能性は高いと考えられる。例えば先の「泉席（虎）」についての記録の筆跡を比較するとそれらは概ね一致しており、制作者の内雲煙以外の人物が雲煙の動向について記録したものと考えれば矛盾とはならない。

また、先に挙げたように本書への雲煙の関与を示す直接的な記述は巻一題簽の「安西於菟原稿」の書込みのみであることは確かだが、内容を通覧すると本書の成立に

雲煙が関わっていることを示唆する記述が少なからず見られることも指摘しておきたい。それは以下の三点にまとめられる。

① 雲煙は天保く嘉永年間にかけて大橋淡雅・立原杏所・高久靄厓ら江戸周辺の文人と書画鑑定サークルを結成しているが、本書にはそれらの人物が頻繁に登場する。

② 本書の記録内容によると、制作者は書肆和泉屋金右衛門に頻繁に出入りし、書画や書籍・法帖類の情報を収集した形跡が見て取れる。

③ 巻七の末尾を除けば、確認できる範囲で最も時代の下る記録は嘉永四年に為されており、雲煙の活動する年次の範囲内である。

まず①の内容については後述に譲るが、記録の中に雲煙が当時江戸で結成していた書画鑑定サークルの面々が頻繁に登場することは本書がそのサークルとごく近い距離にあることを示している。②については和泉屋金右衛門は先述の通り雲煙にとって本家に当たる書肆であり、本書が雲煙と深い関わりを持つているとすればその緊密な関係は説明できる。また成立年代という点から考えても、

③のように巻七の末尾二丁半ほどを除けば⁵⁾、本書が雲煙が活動していた時期に成立していると見られることは指摘できる。

そこで、本稿では主に①に挙げた条件に着目しながら、本書の成立に雲煙とその周囲の文人たちが関わっていることを示すとともに、その記録の内容が当時の雲煙たちの鑑定家としての活動の実態を裏付けるものであることについて論じることとする。

4. 記録が語る書画展観会の様子

本書の記録内容は随時書き足されていくのが基本であったと見られるが、中にはある機会にまとめて目にした作品群について記した箇所も存在する。その一つが巻一の冒頭にまとめられた天保七年（一八三六）のある展観会の様子の記録で、そこには同会台で賞翫された作品やその評価、また参加者の顔ぶれといった情報が記録されている。

巻一の一丁目表（図7参照）は先述のように本来は現在の表紙を除いた状態での表紙であったと考えられる箇

所であるが、そこに記された識語に注目したい。

それによると、天保七年四月十七日、天道園なる会場にて間部下総守こと鯖江藩七代藩主間部詮勝所蔵の書画を借り出しての展観会が催された。会の概要や参加者から考えても国元ではなく江戸において行われたものと思われるこの会には同藩小納戸役の加納藤助⁶⁾を介して出展が為されたが、午後には詮勝本人も姿を見せて展観の場に身を置き、夜六ツ半にまで及ぶ盛会であったという。

この時会主を務めたのは立原甚太郎・松延玄之・根本真八郎の三名で、松延・根本兩名については不詳だが立原は立原翠軒の息子で画家としても活躍した水戸藩士立原杏所である。

この識語にある展観会についての記録は巻一の冒頭七丁分に見られ、のべ六十三点の作品についての記述から成っている。その内訳は元から清代にかけての中国書画が大部分を占めており、それらについては作品名・作者名・成立した時代・寸法といった情報を中心に書き付けられているほか、作品の簡易な臨写も数点見られる。

なお、巻一はこの展観会についての記録七丁分が成立した後追加増補を経て現在の形へ至ったものと見られ

る。そのことを示すのがこの展観会の記録の末尾にあたる図8に掲載した半丁で、そこに識語として書かれた箇所を抜き出すと次のようである。

天保七丙申四月十七日長沼四郎左衛門方江
持参
書画目録

鯖江小納戸

懸り受取

加納藤助

この記載の筆跡はその前部と共通性が見られることから、本来はこの半丁が一冊のまとまった記録の末尾の部分に相当していたと見られ、その上で識語以外の箇所を図8で確認するとそれらは後の追補であることがうかがわれる。例えば「長沼四郎左衛門」の右傍に見える朱書の「長沼四郎左衛門」は後に別の人物が記載を解読した結果を書き込んだものであり、また「書画目録」右傍に記された「嘉永四辛亥年迨十六年目二相成」の字は、これも元の識語が書かれた天保七年から「十六年目」にあたる嘉永四年に何れかの人物の手によつて追記されたものであろう。さらに、識語の左側の黄晋良の書幅につい

ての記載と『行水金鑑』・『昌黎先生文集』についての記載は識語と別筆であり、本来識語の記されていた末尾の半丁が後々記録を追記していく余白として用いられるとともにこの丁に続けてさらに追補が為されることによつて巻一が成立したものと考えられる。

その上で、この展観会に供された作品や参集した顔ぶれに加えて展観の現場の様子を伝える記録として次の箇所を取り上げたい。図9は同展観会についての記録の一部を示したもので、この見開き一丁には書画七点が記され、その内五点が中国の元・明・清の書画となっている。例えば右端に位置する明の朱之蕃の「柳影詩」の書幅を見ると、「此軸中第一番奇妙別品」と賞されているが、会主の一人でもある立原杏所によると本作はかつて「湯嶋麟生院」（湯島の寺院麟祥院）の所蔵であったが、その後三年程目を付けていたという間部詮勝が入手し現在に至っているという。

また、左上の明の詹景鳳の書幅においても、以前館林侯の手元にあつたものが同領分の「素家」（素封家の意か）に質入れされ流失、その後佐野孝こと江戸の商家で書画収集家としても知られた大橋淡雅の手を経て詮勝の元へ

至つたという詳細な事情も記されている。さらに、見開き右側左端の徐侶雲「西王母ノ図」についてはかつて制作者が「青厓兄」、即ち渡辺崋山門人の画家桜間青厓によつて臨写された作品を見た記憶について書き留めている。

こうした作品の所蔵者変遷の経緯への強い関心は、制作者が展観に供された作品に対して市場を流通する商品として見る眼差しを有していることを語っている。このことは制作者が書画の販売や流通に深く関わる人物であることを示しているが、それと同時にこの展観会がそもそも書画市場の存在を前提として成り立っていることを示唆するのが、次に取り上げるような作品の鑑定に関する記述である。

見開き右側中央の李元達の画幅には「此墨竹二幅八和贗モシレズト靄崖鑑定内話」と付記されている。この「靄崖」は谷文晁門下の南画家高久靄厓で、この時制作者とともに展観の席上にあつたと見られ、ここでは本作を前に李元達の落款は有するものの日本製の贗作の疑いありと判断している。また、見開き左側下段の無落款の作品「童子遊戯図」については杏所が画風から元代の画家による作との推定を行っており、この会に参集した人々は

展観の席上で各々の見識に基づいて作品の真贋の判断や成立年代の推定といった鑑定を行っていたことがわかる。そして、ここに登場する立原杏所・大橋淡雅・高久靄厓・桜間青厓といった江戸の文人達は本書中に主に第三者の言としてしばしば登場する。以下にその例をいくつか紹介したい。

※文末の括弧内①～⑤は収録巻を示す。

○立原杏所

即非画像 長崎人写シタル由、右ノ写人処ニヨリ

頼アリテ益ヲ得タル由、立原氏話、(①)

(全魁・書幅) 唐紙一枚、立原氏所蔵、(②)

○大橋淡雅(佐野屋孝兵衛)

(陳賢・画幅) (前略)癸卯(天保十四年(一八四三))

ノ春佐孝購得、三ノ晦観、(③)

(汪楫・画幅) 丙午(弘化三年) 五ノ望於佐野

屋観、泉帟ノ手ヨリ近ク購得ノ由、全唐紙、

印ハ例ノ如シ、例ヨリ筆ガ強キ出来、真蹟

ヲ八九ノ晦観之、表具立派ニ仕立、(⑤)

○高久靄厓

万曆庚戌十月枝隠呉彬齋拜写 羅漢仏三人アル図

写一覽、靄厓宅、(後略) (①)

(閩洲・書幅) 紙本半折ノ小幅、靄厓所蔵ニナ

ル、天保十三壬寅ノ初冬一覽、(②)

○桜間青厓

(秦儀・画幅) 此二幅ハ王石谷ヲ其儘ニ写シタ

ル画体ノ由、華山(渡辺華山) 子展観ニ出

タル物ヲ青厓兄ノ写物観之、(①)

胡璋 山水小幅妙 黄大癡ニ倣ひ柴門ノ前ヲ牛ヲ

牽キ田家ノ趣妙々ノ由、青厓兄ノ話、佐伯

侯蔵、(①)

これらの記録から見えてくるのは、これらの文人たちは時に所蔵者として制作者に作品の展覧を許し、また時には作品に関わる情報を提供する立場として本書と非常に近い距離にあるという様子である。これは本書がこうした文人たちの間で日々行われていた作品の展観や鑑定という行為の現場で書き込まれていく記録であったことを示しており、先に見たように書画市場に身を置いていたと考えられる本書の制作者にとっては、それら文人との間で取り交わす情報がその業務を支える重要な意味を持つていたことを想像させる。

加えて指摘したいのは、ここに登場した諸文人は天保年間前後の江戸において書画鑑定のサークルを結成していた形跡が他の記録から見られるという点である。そこにはこれらの人々とともに雲煙の姿もまた見られ、江戸の書画市場において鑑定による価値付けを通して一廉の影響力を持ち得ていたことが記されており、これまで見てきた『書画展観略記』上の記載はその活動の実地の様子を切り取ったものと考えられることを次に紹介したい。

5. 幕末文人社会における雲煙の

位相と書画鑑定サークル

『書画展観略記』に登場する諸文人たちの交遊と活動を浮かび上がらせる上で、まず注目すべき人物は本書に度々所蔵家として記載の見られる「佐野孝」こと大橋淡雅である。淡雅については既に拙稿「大橋淡雅の文事と時局」⁷⁾で取り上げているが、下野宇都宮出身の商人で、文化十一年（一八一四）に日本橋元浜町に開店すると一代で呉服商や金融業などを営む富商へと急成長している。その傍ら淡雅は書家および書画収集家・鑑定家としても

知られ、その遺稿には淡雅が雲煙や渡辺崋山・立原杏所・高久靄厓ら都下の文人たちと盛んに交流し、それらの面々で書画鑑定会がしばしば催されていたことが記されている。

この交友関係は書画鑑定を中心とした一種のサークルのようなものであったと考えられ、その結束が強固なものであったことは、後にその一員である渡辺崋山が蝮社の獄によつて逮捕・投獄された際に杏所を中心として雲煙・淡雅・靄厓らが救出活動に奔走しているという事実が物語っている。したがって、先に紹介したように『書画展観略記』中にこれらのサークルの面々がしばしば登場することは、同書が実際の雲煙の鑑定業務とかなり近い位置にあることを裏付けるものであると言える。

そして見逃せないのは、淡雅や雲煙らによる鑑定会の活動がその後鑑定業界において波紋を引き起こすほどの影響力を持つていたという事実である。弘化三年（一八四六）、雲煙は幕府古筆所として古筆鑑定を行っていた古筆家より同家の特権侵害を理由に訴えられている。この顛末は宇都宮市菊池家所蔵の写本『古筆了伴／安西雲煙鑑定一件始末』⁸⁾から明らかにしたものであるが、そ

れによると、本件は弘化三年五月に古筆本家第十代当主の了伴が雲煙に対して「鑑定札」の発行停止を求めたことに端を発している。雲煙の「鑑定札」が古筆家の発行する鑑定証である極札⁹⁾と類似しており同家の特権侵害にあたると主張する了伴に対し、雲煙は自身が古筆家門人筋ではないことを理由に同家からの独立性を主張して要求を全面的に拒否する。そこで了伴は本件を寺社奉行所¹⁰⁾に対して訴え、翌閏五月の吟味では了伴の主張がほぼ受け入れられて雲煙の今後の「鑑定札」発行の停止を条件とした内済で基本的に合意した後、両者間交渉を経て雲煙が「鑑定札」のみならず鑑定に関連する一切の書付の作成を停止することを条件に最終的な決着を見ている。

このように、結果的には古筆家の要求が全て通った上で和解による決着を見た本件であったが、ここで興味深いのは、雲煙が古筆家から異議を申し立てられるような鑑定証を発行するに至った経緯である。雲煙はその経緯を寺社奉行に対して次のように供述している。

(同年閏五月二日、寺社奉行所における吟味での雲煙の答弁)

御前(寺社奉行青山幸哉) 席吉(雲煙)へ御問、「其方極

札出し候儀、何方へか相とゞけ候や、又いかなる趣意にて鑑定いたし候事や、」

席吉 御答、「私書画売買仕候事二付、諸々好者朋友有之、

いづれも風流之道を相好、鑑定会なとゞ申事有之、好者集会之上落款入札仕、能当り候者を上手とし、

私等略其上頭に出る者にして、ことに家業に御坐候得は、人々之頼にまかせ 私覚申候たけの鑑定仕真偽

申遣わし候。又売物等へも買人の望二まかせ請取書へ相認候所より、別紙に望まれ朋友のすゝめにより

即拵へ押用來候事。札之儀は其時之有合七候紙二而、長短相極置候と申造二も無御坐候、しかる所唐紙有

合七候事有之候故、かけ物の表はり外題に表し沢山きり置、当時は専ら是に相認め候へ共、数尽候へは

又々其時之模やうの紙に相認遣わし申候、尤料物は一切取不申候、頼主より茶菓の類持参候へハもらひ

置申候事、」¹¹⁾

即ち、書画鑑定仲間たちの間で書画の落款の部分を隠した上で作品の作者や時代などを推定する「落款入札」による鑑定を行っている内に、その中でも成績の良かった自身の評判が高まり、追々売物の書画にも鑑定証を付

すようになったという。したがって、ここからは雲煙たちの鑑定サークルによる鑑定が次第に支持を増していき、新しい鑑定業者として一廉の影響力を江戸の書画鑑定業界にもたらすようになった結果、その権威的存在である古筆家が無視できなくなり訴訟に踏み切ったという構図が見えてくると言えよう。

そして弘化三年に起こされた本件は、主に天保年間から嘉永年間頃と考えられる本書の成立時期と並行して起こった一件ということが出来る。先に引用した雲煙の供述に言う「好者朋友」たちが書画の鑑定を行う集會こそ『書画展観略記』に見出すことの出来る鑑定や展観の現場を指していると考えられ、本書は本訴訟で古筆家から問題とされた雲煙の鑑定行為の足跡を具体的に示す傍証たり得るのではないかと考える。また、『書画展観略記』の記録内容が作品の流通経緯の追跡や価格付けなどを重視する商業的性格の強い内容であることも、このサークルの鑑定行為がこうした営業行為と極めて近い位置にあったことを考えれば理解できよう。そこで、こうした鑑定活動の前提を成り立たせていた書画市場の広がりについて、その一端を本書に記された得意先の顧客の顔ぶれやそ

の同業者に関わる記述を中心に明らかにしていきたい。

6. 幕末期書画市場の広がり

『書画展観略記』に記される内容の中で少なくとも比重を占めるのが、制作者が当該作品を「どこで」見たのかという所蔵情報である。その作品の所蔵先の有力な一部がいわば同好の士である文人たちであったことは既に述べた通りであるが、それらとは別に制作者に作品を目にする機会を多く提供していたのはその顧客と思われる人々であり、また同業者たちであった。まず、本書で目を引くのは藩主・旗本をはじめとした上級武士層の名がしばしば作品情報と合わせて登場する点である。そうした記録の例を次にいくつか挙げる。

※以下は項目中からの部分的抜粋による。冒頭の数字1〜8は便宜上付した。また文末の括弧内①〜⑦は収録巻を示す。

1. 黄晋良（書幅） 浅野金之丞（浅野梅堂。旗本、書画収集家。） 收藏、飯田町田沼侯ノ前、①
2. （谷）文晁写（画幅） 曹義 膳所侯藏 ①

3. 汪楫（書幅） 紙本、紙中少シ痛ミアリ、本昌元（薩摩藩医本多昌元）所藏、当時飯田街ノ浅野家（浅野梅堂）藏セラルト云、（以下朱書）嘉永四亥年浅野君ウカ、イケレハ疾二五万石鍋島侯へ御ユズリノ由、(②)
 4. (狩野) 古信筆（画幅） 三浦侯（美作勝山藩主三浦氏か）、御書院常二掛アリ、ツル式、雛衣、若松、(④)
 5. 狩野良信筆（画幅） 三浦侯、竜席ノ水墨、(④)
 6. 楊補之（画幅） 薩侯藏、墨梅、(④)
 7. 藍瑛（画幅） 右八弘化四丁未年四月十五日間部侯ニ返上、先月末ニ拝借、十有五日緩々留置ナリ、梅華道人（呉鎮）ノ法ハ一幅朔日ヨリ写シカ、リ十四日迄ニ全ク写卒ヌ、(⑤)
 8. (沈) 南蘋（画幅） 御老中御勤ノ青山下野侯（丹波篠山藩第五代藩主、青山忠良）藏、(⑦)
- こうした所蔵情報は各々の所蔵者のもとを訪れて寓目した上で記されたものなのか、あるいは実見せずに情報収集のみによって得られたものであるのかは判断できないが、所蔵者として名が挙げられているのは1の旗本で

書画収集家の浅野梅堂や2の膳所侯、4・5の三浦侯、6の薩摩侯、7の鯖江藩主間部詮勝、8の丹波篠山藩主青山忠良といった藩主・旗本クラスの面々である。特に4の三浦侯所蔵の狩野古信の画幅についての記載が同家の書院に「常二掛ア」ることを自ら実見した上で為されたものであることが語るように、制作者はこれらの人々のもとに日頃から営業上の出入りをしてることが想像される。

こうした上級武士層は書画商にとって大口の得意先であつたと考えられ、本書の制作者は出入りを重ねる中で蔵品の展観に与ることもあつたものである。その中でも特に間部詮勝との間には、先の天保七年の展観会と併せてかなり親密な繋がりが出来ていたと見られる。そのことは、7にあるように制作者が間部詮勝より明末・清代の画家藍瑛の画幅を十五日間ほど借り出し、また元の画家梅華道人こと呉鎮の作をこれも半月近く借りて臨模していたというエピソードからもうかがえる。また、これらの記録は当時の中国書画の流行が詮勝に限らず上級武士層の書画収集に色濃く反映されていたことを裏付けていると言えよう。

さらに、情報収集という点では制作者が書画商や書肆から入手した作品にまつわる情報も多く書き記されている。左にいくつか例を挙げることにする。

※以下は項目中からの部分的抜粋による。冒頭の数字1〜8は便宜上付した。また文末の括弧内①〜⑤は収録巻を示す。

1. 唐寅（画幅） 此自画賛ノ山水天保十一庚子四月十八日迫田氏持参一観、大略ヲ写ス、唐寅ヲ唐仕込ノ贋物、抜群ノ偽物ニモ非ス、中品、此後山田屋エ表具ニマエリヨルヲ寛快（荒木寛快、画家）写サセ置クト云、①
2. 張璠図（書幅） 絹本、吉田和三（吉田南陽、徳島藩士・書家）所蔵、式幅対ノ一、山巳前所述「山田屋」と同一の書画商か）ヨリ売タル物、式幅ニテ価千疋ト云、薩州ノ持参ノ人アリ高価ニ可致処、古筆了伴（幕府古筆所、古筆本家第十代）不宜義、下直ニナル、②
3. （谷）文晁筆（画幅） 質二入アリ、文政甲申十月十六日、文晁筆、金山寺ノ図ト云（中略）、金一枚、商人ノ手ニ落、⑤

4. 唐竜藏寺碑（拓本） 元八玉巖堂（江戸書肆・和泉屋金右衛門）ヨリ出タル物、一貫堂ニテ観、①
 5. 袁文箋正（書籍） 八冊ツ、式帙 小本 価壹両壹歩、古香・泉吉（江戸書肆・和泉屋吉兵衛）同価、泉金価老両ト申越ス、①
 6. 疇海図編十卷（書籍） 古香堂蔵、明人ノ著武防ノ書、秋田侯エ収ト云、①
 7. 武経総要（書籍） 共二十八冊 古香堂嘗テ加州公エ収ムト云、珍書ノ由、①
 8. 武教総要（書籍） 唐本式十卷斗ト云、先年紙屑屋四金ニ而買下シ後ニ、加州公_江価六十金斗ニ納候由、古香堂老人ノ話、ケ様ノコトモ珍シ由、一話ノ論アリ、⑤
- まず、記録中に頻出する同業者としては1・2に「山田屋」もしくは「山巳」と記される書画商、それから4に見える玉巖堂和泉屋金衛門や5に見える和泉屋吉兵衛に加え、一貫堂や古香堂といった書肆・書画商らしき名前が挙げられる。これらの記録によると2・6のように制作者は同業者の販売動向から作品の流通経緯を特定して

いる他、3のように質入れされた作品にも目を配るなど、作品の動きには細かい注意を払っている。また、4のように同業者の店頭で商品を見する機会もあつたようである。こうした情報交換の中では当然ながら同業者のみが知り得る情報も飛び交い、7・8の加賀前田家に納品された唐本『武教総要』が実は紙屑屋からの掘り出し物であつたという話などはその類であると言えよう。

こうした同業者間のやり取りは非常に活発であつた模様で本書中でもかなりの割合を占めているが、ここには当時の江戸における書画に対する高い需要の存在と、それを供給する書画商らとの間に市場が成立していた状況が反映されていると言えるだろう。そして、先の雲煙らの鑑定サークルは其中で流通していく作品に対し、その価格に直接する価値の基準を示すことのできる集団として当時の市場に一定の影響力を及ぼしていたものと考えられる。

7. おわりに

以上見てきたように、『書画展観略記』はある個別の作品が受容されていく過程を販売業者や購入者の姿とともに

に浮かび上がらせるといふ点で、幕末期の書画受容の様相を商品としての書画とその流通する市場を通して認識する視点を提示する記録であると言ふことができる。そこには作品を売買する書画商と顧客たちによる取引の場があり、常に書画の経済的価値の判断が求められる環境が存在していた。

そこで文人たちの作る鑑定サークルが有力な鑑定業者として活動していたという事実は、幕末期の文人社会のあり方を考える上で大きな示唆を与えるものであると言える。例えば、同時期の文人たちの動向については、収益優先の書画会の開催の横行などを例に大衆化・俗化という側面からこれまで指摘されることはあつたが、本稿で指摘した文人たちの書画鑑定行為は、文人たちの集団が書画市場との関わりの中で鑑定という商業活動を行う単位として存立していたことを示している。こうした、文人のいわば商業化は文人たちが社会において一層顕在化していく一つの契機たり得たと考えられ、『書画展観略記』はそうした文人たちと社会との関わりを書画の流通を通して明らかにするものであると言える。

【注】

- (1) 『江戸時代文学誌』第六号、一九八九年三月。
 (2) 大槻磐溪『磐溪文鈔』（『寧静閣三集』所収）、明治三十年（一八九七）刊。
 (3) ただし、井上和雄『書賈集覽』は文化三年（丙寅）生である故に於菟など虎の異名を称しているという説を示し、生年を文化三年としている。（井上和雄（編）・坂本宗子（増訂）『書賈集覽』、高尾書店、一九七〇年）
 (4) 森銑三・中島理壽（編）『近世人名録集成』第二巻、勉誠社、一九八六年。
 (5) 同箇所は同一の筆跡でまとまった記録となっているが、その中に「三十年前、文久二ヨリ」の記述を有していることから文久二年（一八六二）前後に記載されたと思われる（雲煙没年は嘉永五年（一八五二））。
 (6) 鯖江藩士。同藩『寛政改御家人帳』によると、文政四年（一八二一）に養子の上三代加納藤助より相続。天保四年（一八三三）に小納戸見習、同八年（一八三七）に給

入席に叙せられた上で小納戸勤を命ぜられている。（鯖江市史編纂委員会（編）『鯖江市史』史料編第五巻、鯖江市役所、一九七七年）

- (7) 『近世文藝』八六号、二〇〇七年七月。
 (8) 写本一冊（筆写者不明）。安西雲煙著か。弘化三年閏五月に安西雲煙が古筆了伴によって寺社奉行に訴えられた際の経緯を雲煙の側から描いた記録。本書の解題と翻印については拙稿『古筆了伴／安西雲煙 鑑定一件始末』解題と翻印』（『超域文化科学紀要』十三号、二〇〇八年十一月）参照。なお、宇都宮市菊池家は大橋淡雅の後裔にあたる。
 (9) 古筆家の発行する極札は札状の料紙に筆者名などを記した上で極印を捺したものが一般的である。
 (10) 当時古筆家は寺社奉行支配とされていた。
 (11) 前掲、『古筆了伴／安西雲煙 鑑定一件始末』解題と翻印。

表1 『書画展観略記』の各巻表題と推定成立年代

	表題	推定成立年代
卷一	古書画展観目録留	天保七年～十一年（一八三六～四〇）頃
卷二	古書画展観略記	天保十一年（一八四〇）頃
卷三	書画展観略記 自天保十四癸卯二月 米菴扇面帖ノ人名 并国朝尺牘法 帖人名記載	天保十四年（一八四三）頃
卷四	書画展観ノ読書拔萃 略記	天保十四年頃
卷五	書画展観略記 自弘化三丙午年正月 人帖 書名記載	弘化三年～四年（一八四六～四七）頃
卷六	書画展観略記	嘉永二年（一八四九）頃
卷七	嘉永三庚戌書画雜記 自十一月	嘉永三年（一八五〇）以降

※以下の図は全て『狩野文庫マイクロ版集成』丸善、一九九二年、国立国会図書館蔵による。原本は東北大学附属図書館狩野文庫蔵。



図1 巻一表紙と題簽部（拡大）

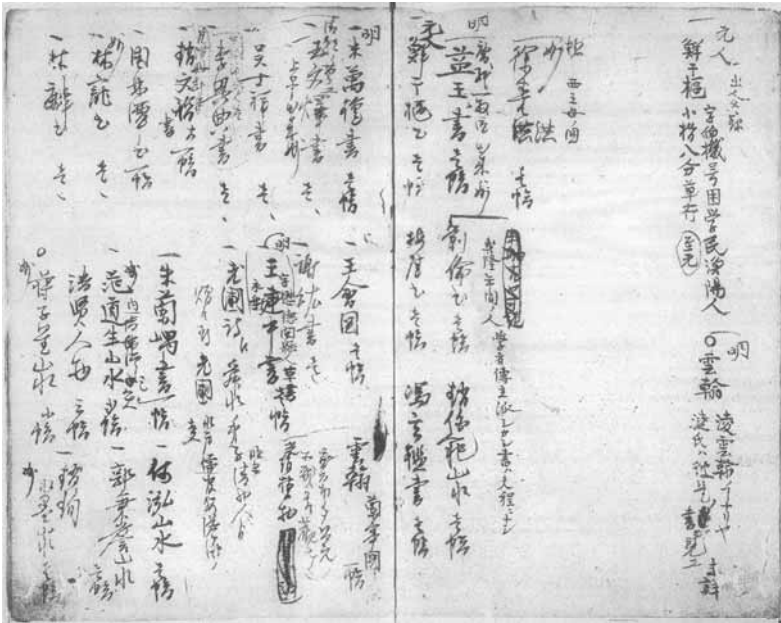
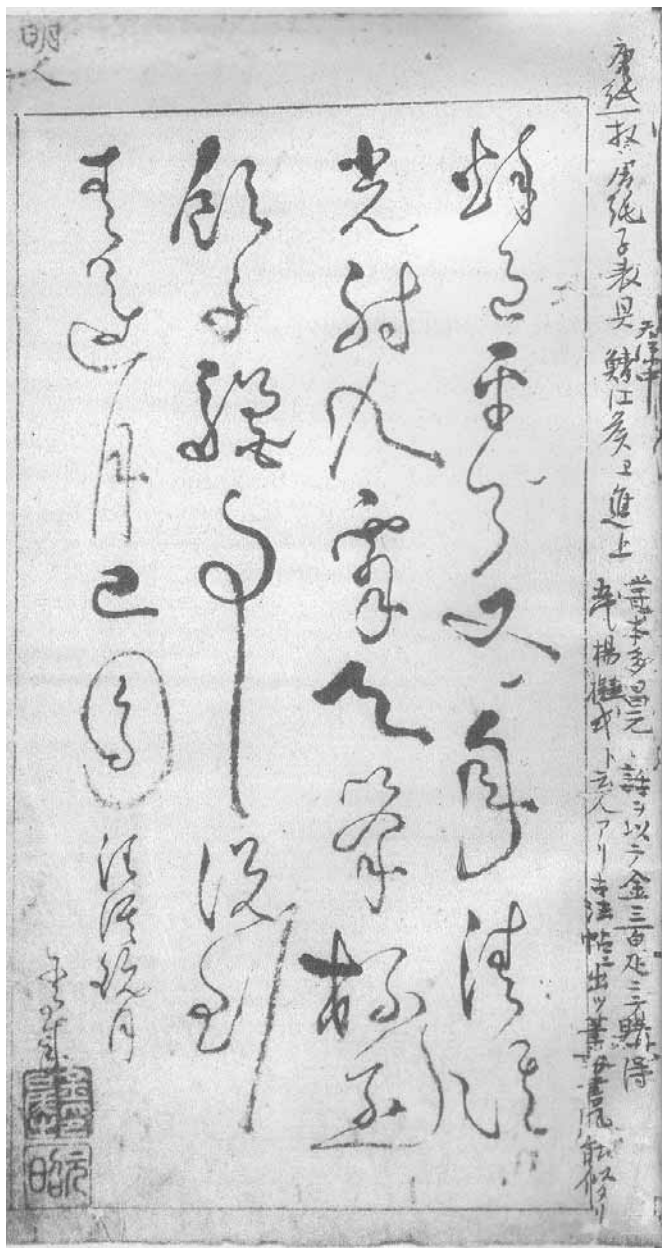
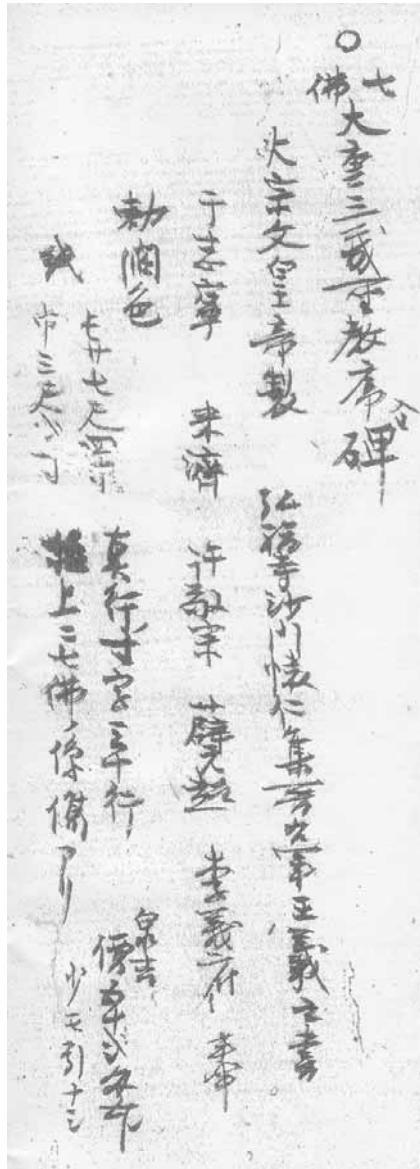


図2 書込の例（巻一）

唐紙一枚唐純子表具 天保中
鯖江侯子進上

嘗て本多昌元世話ヲ以テ金三百疋ニテ購得、
五代楊凝式ト云人アリ、古法帖ニ出ツ、筆勢書風能似タリ、
(句読点は筆者による。以下同。)





○七 大唐三蔵聖教序碑 金

太宗文皇帝製 弘務寺沙門懷仁晋右軍王羲之書

于志寧 宋濟 許敬宗 薛元超 李義府 奉

勅潤色

泉吉

紙 長サ 七尺四寸 真行ノ寸字三十行

価五十式匁五分

幅 三尺貳寸 口上二七仏ノ像傷アリ

少モ引ナシ

(傍線部は筆者による。以下同。)

泉金ニテ價少歩ト云
 寶繪録一帙 書肆何モ同價
 或モ分仁朱
 和泉吉ヨリ價十八匁購得、尤近來
 多ク舶來アルヲ以テナリ、青厓兄
 嘗テ兼葭ノ藏印アル白紙板ノ美
 本價在モ甚ク少クニテ購得、其後
 米菴エ右ノ價ニテ讓ト云

○宝繪録一帙 泉金ニテ價少歩ト云
 書肆何モ同價

或モ分仁朱

和泉吉ヨリ價十八匁購得、尤近來
 多ク舶來アルヲ以テナリ、青厓兄
 嘗テ兼葭ノ藏印アル白紙板ノ美
 本價在モ甚ク少クニテ購得、其後
 米菴エ右ノ價ニテ讓ト云、

山にヨリては物も幅ニ一便ニ走ル
度少ノ持参人ノ高價ニテ科也
由事ノ伴 客等ノ支下直ニル

雲帷接三屋覓去衣侍玉除善他百子如芳樹

系年餘洞五保人蘇山菴太史書其思深洋

系一且去上忠意 白毫菴初周



半長跡中出再封使印内ニ入ル

乾隆廿年封王尚穆

正使翰林院侍講 全魁 号穆席滿少
副使翰林院編修 周煌 字景垣号緒豊

從 杜松 字栢筠
容 魏士愚 王之治

東洋圖書

狩野博士集書

吾等も亦 幸甚 幸甚 幸甚 幸甚 幸甚 幸甚 幸甚 幸甚 幸甚 幸甚

尤も 同知 下知 下知 下知 下知 下知 下知 下知 下知

其の 油 油 油 油 油 油 油 油 油 油

其 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

大 大 大 大 大 大 大 大 大 大

常者 吾等 甚 甚 甚 甚 甚 甚 甚 甚 甚 甚

古 古 古 古 古 古 古 古 古 古

天保七丙申年四月十七日於天道園古書画展觀

尤当日間部下総守様御珍藏ノ品拝借被仰付、

○殿様(朱書)力

懸り御小納戸役加納藤助殿、(朱書)○昼後長持二而為持御使者江、

忝展觀傍、迄詰被居、夜六半時被罷歸、右者書取此沓冊二

大略留置、
——高松様ノ滝川氏江弟
養子江來候趣

会者 立原甚太郎殿 松延玄之殿 根本真八郎殿

(朱書)
古

古書画展觀目錄留

五原五原
五月廿七日
嘉惠寺庚午年
六月廿日

原題手向人黃晉良 余翁血友之珍藏

嘉惠寺

馬君標跡心竹徑与画門
在乾坤内獨享塵俗喧
泉湧石薜前壁露江秋
祝身傍爨松峰上唱猿

嘉惠寺
黃晉良
嘉惠寺

康強取少以痛
沙時全之世以而
集海寺月原
集海寺月原

結江小納名

己年九月

如納

行水全鑑全於六快

傳全六兩二方

昌黎先生文集

十六册
吳本

傳全一四三方

古香堂

長沼四郎左衛門（朱書）

天保七丙申四月十七日長沼四郎左衛門方江

嘉永四辛亥年迄十六年目二相成

持参

書画目録

康熙年間人黄晋良

余亦扇面一枚ヲ珍藏ス

鯖江小納戸

懸り受取

加納藤助

（書幅縮臨）

行水金鑑全部六帙

価金六両二方

昌黎先生文集

十六冊

古香堂

価金一円三方 異本

唐紙一枚少シ痛ミアリ

浅野金之丞收藏

飯田町田沼侯ノ前

御先代御側

朱之著明

林彥行

出之各線

李元達

情

出之各線

李元達

元達

李元達

李元達

元達

元達

李元達

李元達

李元達

元達

元達

李元達

李元達

李元達

李元達

元達

元達

李元達

李元達

李元達

元達

李元達

李元達

西王母

李元達

李元達

李元達

明

卷景圖

元 跋北原 方 尺 寸
 唐 跋 一 取 方 尺 寸 一 幅
 結 尾 處 一 二 五 八

三 卷 款

○ 亭 子 畫 景 圖 一 幅

元 人 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫
 諸 君 若 大 要 要 尺 寸 中 八
 少 七 七 七 七

○ 法 橋 探 梁 筆

一 金 屏 尺 一
 柱 江 展 尺 花 卷
 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫
 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫
 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫
 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫

○ 直 卷

一 金 屏 尺 一
 柱 江 展 尺 花 卷
 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫
 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫
 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫
 一 卷 尺 寸 取 五 卷 景 畫

此軸中第一番奇妙別品

○朱之蕃 明人

柳影詩 長サ壹丈斗、巾三尺余、絹本、行草混シ妙也、

以前湯嶋麟生院藏ノ由、^①立原氏ノ話、

^②間部侯三年程御目懸ニ而御手ニ入候趣、格別御賞翫、御珍藏、

絹本大画箋一枚位ノ大幅、壹幅ノ方ハ

数竿藏雨 四字アリ 双幅妙也、

壹幅ハ

翠雲連雲

此墨竹二幅ハ和贗モシレズ^{ト靄崖}鑑定内話、

明^(朱書)

○清人^(朱筆訂正) 出人名録

○李元達

真偽不詳物ト云、

^③靄崖疑惑、

(以上十一字朱筆)

閩中 李氏

元達 之印

清人

極妙無類

○侶雲徐春洪

西王母ノ図

外ニツキ添タル美人

五人斗アリ、

古越 人

絹本、唐紙一枚ヨリ大振、真蹟妙也、
兼而^④靄崖兄写物ヲ觀覚居候、

○詹景鳳

紙本、唐詩を揮毫、

磊落ノ草行妙也、

元館林侯ヨリ御領分

素家江質ニ入居、夫

ヨリ流失ニ相成候趣、

唐紙一枚ヨリ大振ノ一幅、

○^⑤佐野孝ノ手ニアリ、夫ヨリ

○^⑥鯖江侯へ這入、

無落款

○童子遊戯図 双幅

元人ノ画風有之趣、立原氏ノ話、

縮画、長ハ大画箋紙程、巾ハ

少シセマシ、妙、

○^⑦法橋探梁筆

金屏風 双

鯖江侯御蔵、常ニ

御貸相罷在候而、

日次等ニ出居、

花鳥山水兼テ

ニギヤカ、四時ノ景

妙、

○^⑧直菴

金屏風 一

表 御居館内ニ

居出、鷹

鷺ノ杯

墨画、

昔御拝領成ル

由、

①立原氏…立原杏所。画家、水戸藩士。

②間部侯…鯖江藩七代藩主間部詮勝。

③靄厓…高久靄厓。画家、谷文晁門人。

④青厓…桜間青厓。画家。

⑤佐野孝…大橋淡雅。江戸の富商、書画収集家。屋

号佐野屋孝兵衛。

⑥鯖江侯…間部詮勝。

⑦法橋探梁…松原探梁か。画家。

⑧直菴…曾我直庵。画家。